参考資料４

標準保険税率による試算（概算）

（１）市町村標準保険税率（２方式）

〔医療分〕

所得割	6.78%
資産割	－
均等割	38,547円
平等割	－

〔後期高齢者支援金分〕

所得割	2.34%
均等割	13,242円

〔介護分〕

所得割	1.94%
均等割	14,451円

調定額 ： 約２億７千万円増

〔増額世帯〕

15万円以上	109	世帯
10万円以上 15万円未満	399	世帯
5万円以上 10万円未満	1,407	世帯
1万円以上 5万円未満	5,168	世帯
100円以上 1万円未満	2,863	世帯
合計	9,946	世帯

〔減額世帯〕

15万円以上	55	世帯
10万円以上 15万円未満	41	世帯
5万円以上 10万円未満	85	世帯
1万円以上 5万円未満	657	世帯
100円以上 1万円未満	606	世帯
合計	1,444	世帯

【 利点 】 ①現在の実質収支における赤字額の大半を賄える可能性がある。

②国保制度改正の柱とされる、県が示した率（標準保険税率）を採用できる。

③埼玉県運営方針で標準としている「２方式」を採用することができる。

【問題点】 ①高額な増額世帯と高額な減額世帯が発生し、納税者の混乱が生じる。

②応能応益の問題（基礎課税分：応能55.50%、応益45.50%）。

③標準保険税率じたいの信憑性に疑問。

（２）市町村標準保険税率（４方式）

〔医療分〕

所得割	8.29%
資産割	37.06%
均等割	7,964円
平等割	15,638円

〔後期高齢者支援金分〕

所得割	1.98%
均等割	14,632円

〔介護分〕

所得割	2.13%
均等割	12,053円

調定額 ： 約２億７千万円増

〔増額世帯〕

15万円以上	72	世帯
10万円以上 15万円未満	400	世帯
5万円以上 10万円未満	1,474	世帯
1万円以上 5万円未満	3,791	世帯
100円以上 1万円未満	3,776	世帯
合計	9,513	世帯

〔減額世帯〕

15万円以上	0	世帯
10万円以上 15万円未満	0	世帯
5万円以上 10万円未満	0	世帯
1万円以上 5万円未満	0	世帯
100円以上 1万円未満	1,812	世帯
合計	1,812	世帯

【 利点 】 ①現在の実質収支における赤字額の大半を賄える可能性がある。

②国保制度改正の柱とされる、県が示した率（標準保険税率）を採用できる。

【問題点】 ①納税者の急激な負担となる。

②資産割の引き上げとなり、県の運営方針に逆行することとなる。

③応能応益の問題（基礎課税分：応能79.23%、応益20.77%）。

③標準保険税率じたいの信憑性に疑問。